特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部を改正する告示

特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成二十一年国土交通省告示第九百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二号を第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　基本自動車の型式について、自動車型式指定規則（昭和26年運輸省令第85号）第４条の２の規定に基づく指定の効力の停止がなされていないこと。

第七条第三項第五号中「第１号」の下に「及び第２号」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千七十四号

道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）別表第一備考第一号、第二号（同令第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四号並びに別表第二備考第一号、第二号及び第四号の規定に基づき、道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年九月十六日　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第六百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第一条」を「同令第一条」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（審査試験項目に掲げる試験を実施するために必要な情報）

第三条　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第四号（同令第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第四号の規定に基づき、試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　細目告示別添四十一及び別添四十三に定める重み付け排出率並びに細目告示別添四十二に定める周期的制御補正値に係る測定及び算定に関する情報

二　細目告示別添四十二及び別添四十四に定める走行抵抗に係る測定及び算定に関する情報

三　細目告示別添四十二に定める排出量補正係数に係る測定及び算定に関する情報

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千七十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、平成二十八年九月七日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年九月十六日　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ―630号	油吸着材	ＭＢ―50Ｐ	National Packaging Services Corporation	3303 Spirit Way Green Bay, Wisconsin, United States of America

国会事項

国立国会図書館

辞令

（調査及び立法考査局農林環境調査室主任）国立国会図書館専門調査員　浅野　輝彦

願により国立国会図書館専門調査員を免ずる（九月十六日）

人事異動

内閣

国務大臣　山本　幸三

内閣府特命担当大臣石原伸晃帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を免ずる（九月八日）

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三は中華人民共和国及びラオス国へ出張のところ九月九日帰朝した。

松井　正人　遠藤　善久　佐藤　悟

品田　光彦　堀之内秀久

特命全権大使に任命する（各通）（以上九月九日）

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）

経済産業大臣世耕弘成帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　山本　早苗（高市　早苗）

内閣府特命担当大臣世耕弘成帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる

同　松野　博一

内閣府特命担当大臣鶴保庸介帰朝につき内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当、クールジャパン戦略担当、知的財産戦略担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を免ずる（以上九月十日）

警察庁

（警察庁長官官房総務課警察行政運営企画室長）警視長　佐野　裕子

警察庁長官官房参事官（高度道路交通政策担当）を命ずる（九月二日）

法務省

○定年退官

郡山区検察庁副検事山本一善は、検察庁法第二十二条の規定により九月十四日限り定年退官

環境省

（中国四国地方環境事務所長）環境技官　牛場　雅己

中国四国地方環境事務所高松事務所長の併任を解除する（九月十五日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　廣瀬　孝

東京簡易裁判所判事に補する　前原　栄智

同　大阪簡易裁判所判事に補する　梅本　幸作

広島高等裁判所判事・広島簡易裁判所判事　寺戸　憲司

広島地方裁判所判事に補する　宮本　博文

兼ねて広島家庭裁判所判事に補する　結城　康介

広島地方裁判所判事兼広島家庭裁判所判事　鈴掛　匠

庭裁判所判事・広島簡易裁判所判事　井上　弘通

広島高等裁判所判事に補する　合田　悦三

横浜家庭裁判所判事補兼横浜地方裁判所判事補・横浜簡易裁判所判事

京都地方裁判所判事補・京都簡易裁判所判事

東京地方裁判所判事補に補する

兼ねて東京家庭裁判所判事補に補する

東京簡易裁判所判事に補する（各通）（以上九月一日）

甲府家庭裁判所主任書記官

最高裁判所判事菅野博之付秘書官を命ずる

高等裁判所長官

大阪高等裁判所長官に補する

前橋地方裁判所判事・前橋簡易裁判所判事

東京高等裁判所判事に補する

東京高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する